

事項別措置概要一覧

3 情報・通信関係

(1) 通信

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--|--------|------|------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ③インターネット 通信料金 (総務省) | <p>インターネットの通信料金に係る定額制の導入を始めとする料金の低下を求めるニーズに対応し、以下の措置を講ずる。</p> <p>i) 従来の電話線を活用するDSL(デジタル加入者回線)や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様なアクセス回線技術の速やかな導入を促進するため、必要に応じ、積極的な利用に向けて技術的な検討等の環境整備を進める。</p> | | | | <p>◎ (総務省)</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成10年郵政省令第112号)等により、準ミリ波帯・ミリ波帯(22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯)の周波数を利用した無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成12年郵政省令第49号)等により、60GHz帯において無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成14年総務省令第21号)等により、2.4GHz帯、25GHz帯等において免許不要な無線アクセスシステム等の高度化、実用化のための措置を講じた。</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成14年総務省令第98号)等により、5GHz帯無線アクセスシステムの実用化のための措置を講じた。</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成15年総務省令第133号)等により、18GHz帯無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。</p> <p>「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第92号)等により、5.3GHz帯を用いる無線LANの実用化のための措置を講じた。</p> <p>「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成17年総務省令第82号)等により、無線局登録制度の導入のための措置を講じた。</p> <p>「事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件」(平成18年総務省告示第669号)により、FTTRの導入のための措置を講じた。</p> <p>「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第5号)等により、5.6GHz帯を用いた無線LANの実用化のための措置を講じた。</p> <p>「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第73号)等により、無線LANの高速化のための措置を講じた。</p> <p>「電波法施行規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第88号)等により、広帯域移動無線アクセスシステム(全国バンド)の実用化のための措置を講じた。</p> <p>「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成19年総務省令第145号)等により、広帯域移動無線アクセスシステム(地域バンド)の実用化のための措置を講じた。</p> |

(4) 周波数割当

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | |
|--|---|--------|------|-----------------------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | 10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ○周波数割当・ 利用方法 (総務省) | (a) iv)周波数資源開発のためのイノベーションを促進するため、電波法の技術基準について、技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。 | | | 12年度以降 引続き 逐次実施 | 一 (総務省) 電波法に関する技術的条件を定めるため、情報通信審議会の審議において、技術開発を行う民間企業等の専門家を専門委員として任命するなど、可能な限り自由度の高い技術基準となるよう努めている。 |

4 流通関係

(2) 酒類・たばこ

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | |
|--|---|------------|------|------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ③製造たばこの小 売販売に係る規 制 (財務省) | 平成10年7月1日に実施した需給調整基準の緩和の結果を勘案し、たばこ小売販売に係る規制について、未成年者喫煙防止という社会的管理目的、零細小売業者に対する激変緩和という趣旨等との適合性に関し、中長期的にその在り方の検討を行う。 | 10年度以降逐次検討 | | | ○ (財務省) たばこ小売販売に係る規制については、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題に関する中間報告(平成14年10月10日)」において、「許可制、定価制については、未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされている。 なお、平成16年6月に我が国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を締結し、同条約は平成17年2月末に発効している。 |

(3) アルコール専売

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--|--------|------|----------------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ○アルコール専売 (経済産業省) | アルコール専売については、中央省庁等改革に係る大綱に従って、民営化を進める。 | | | 12年度 (実施準備) | ○(経済産業省) アルコール専売制度は平成12年度をもって廃止され、平成13年4月よりアルコール事業法(平成12年法律第36号)が施行された。平成17年通常国会において成立した日本アルコール産業株式会社法(平成17年法律第32号)が平成18年4月1日より施行され、専売廃止に伴う激変を緩和するための暫定措置期間が平成17年度末をもって終了した。また、平成18年4月1日にNEDOの製造部門が暫定的な特殊会社(日本アルコール産業株式会社)として設立された。さらに、完全民営化に向けた政府保有株式の売却に関する検討がなされ、平成18年11月24日に財務省財政制度等審議会株式部会において、同社の株式売却基本方針を盛り込んだ「日本アルコール産業株式会社の株式の処分について」が答申された。この基本方針及び同社の民営化について定める「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に従い、平成19年度中に一般競争入札により発行済株式総数の約3分の2の株式の売却が行われた。 |

6 基準・規格・認証・輸入関係

(1) 基準・規格・認証

ii) 電気、ガス、消費生活用製品等

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--|--------|------|------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑦繊維製品の品質表示 (経済産業省) | ISO(国際標準化機構)の審議結果を踏まえ、JIS規格のISO規格への整合化を図る。 | | | 12年度 | ○(経済産業省) 繊維製品を日本国内で販売するためには、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要となる。 表示事項のうち、家庭洗濯等取扱い方法は、JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)の規定に基づく表示を行うこととしている。 JIS L0217を該当するISO規格に整合化するにあたっては、①該当ISO規格が見直し中であること、②使用する洗濯機や水質の違い等によって、家庭洗濯取扱い方法の規定に相違があることから、引き続き慎重に検討していく必要がある。 |

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|---|--|--------|------|--------------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑧衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISのISOとの整合化 (経済産業省) | 衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISについては、ISOの規程が改正され次第、ISOに整合化する。 | | | 12年度 (検討) | ○ (経済産業省) 繊維製品を日本国内で販売するためには、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要となる。 表示事項のうち、家庭洗濯等取扱い方法は、JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)の規定に基づく表示を行うこととしている。 JIS L0217を該当するISO規格に整合化するにあたっては、①該当ISO規格が見直し中であること、②使用する洗濯機や水質の違い等によって、家庭洗濯取扱い方法の規定に相違があることから、引き続き慎重に検討していく必要がある。 |

iii) J I S

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---|--------|------------|--------------------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑤電気用品に係るJISのIECへの整合化 (経済産業省) | (a) 従来のJIS規格とIEC規格をベースとしたJIS規格が併存している電気用品に係るJIS規格について、できる限り早期にIEC規格に適合したJIS規格に一本化する。 | | 11年度以降逐次実施 | | ○ (経済産業省) 実施可能性の高い分野において、平成12年度から実施した調査研究事業において、家電等のケーススタディを行い、平成14年3月に「電気用品規格の国際標準化への一本化に関する調査研究成果報告書」をとりまとめた。 この報告書において、一本化の方策を策定したことにより、措置済み。 |
| | (b) 電気用品に係るJIS規格のIEC規格への整合化については、我が国の電力事情等の問題からIEC規格に整合することが難しいケースは限定的分野にとどめ、最大限推進する。 | | | 12年度 以降 逐次実施 | ○ (経済産業省) 平成12年度から実施した調査研究事業の方策に基づき、平成19年度においても引き続き整合化を推進し、平成19年度までに119件の制定・改正可能なJISを整備した。 |

8 エネルギー関係

(3)一般ガス、熱供給事業

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | |
|--|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑨一般ガス事業の許可 (経済産業省) | 一般ガス事業の許可に関するガス事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 | | | | － (経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。 |
| ⑩簡易ガス事業の許可 (経済産業省) | 簡易ガス事業の許可に関するガス事業法第37条の4第1項第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 | | | | － (経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。 |
| ⑪熱供給事業の許可 (経済産業省) | 熱供給事業の許可に関する熱供給事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 | | | | － (経済産業省) 将来的に直接競争の導入が拡大される場合には、当該規定についても所要の見直しを行う。 |

11 危険物・防災・保安関係

(1) 高圧ガス保安法関係

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | |
|--|--|--------|------------------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| 31 圧力機器の受入制度 (経済産業省) | 外国製圧力機器の受け入れシステムの進展を図るため、対象となる機器の範囲、技術基準の明確化等を行うことにより、日本と当該国の相互承認の制度の構築に向け協議を行う。 | | 11年度以降 当該国と協議 | | ○ (経済産業省) 「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)」(平成19・06・18原院第2号、平成19年7月1日)において、対象となる外国製の高圧ガス容器とその規格を明示している。 |

(5) その他

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|-----------------------------------|--------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑩ 既存化学物質とCAS番号との対応 (経済産業省、厚生労働省、環境省) | 既存化学物質について、技術的に可能な範囲でCAS番号と対応させる。 | | 逐次実施 | | ○ (経済産業省) 既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。 (厚生労働省) 既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。 (環境省) 既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。 |

12 教育関係

(2) 高等教育

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|---|----------------|--------------------|--------------------|---|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ⑨ 学位授与機構による単位累積加算制度 (文部科学省) | 学位授与機構による単位累積加算制度について、その実施に向けて学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に関し、学位授与機構において本格的に検討を行い、その調査研究の成果を踏まえ、大学審議会において検討を行う。 | 10年度 (調査研究) | 11年度 (調査研究のまとめ) | 12年度 (大学審議会で検討) | ○ (文部科学省) 大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」(平成12年11月22日)において、単位累積加算の導入に当たっては、学位授与にふさわしい体系的な履修を確保する観点から組織体制の在り方について、更に検討する必要がある旨を提言。 また、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日)においては、単位累積加算制度について、学位授与にふさわしい履修の体系性の確保等に留意しつつ設けることは、今後の重要な課題である旨が提言されたことを受け、引き続き検討を行った。 |

16 その他

| 規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容 | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|--|--|-----------------------------------|------|------|--|
| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | 平成10年度 | 11年度 | 12年度 | |
| ③公認会計士の国際相互承認 (金融庁) | WTO協議の進捗状況を踏まえ、会計士の国際承認制度のための枠組みを整備する。 | WTOにおいて今後確定する多国間規律の内容を踏まえて国内制度を整備 | | | 一 (金融庁) WTOとの協議が継続中であり、その結果をふまえて対応を検討する。 |
| ⑪工業用水道事業の許可 (経済産業省) | 工業用水道事業の許可に関する工業用水道事業法第5条第1号の規定について、かかる事業が自然独占性を有する産業であることを反映したものであるが、将来的に技術革新等により直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 | | | | 一 (経済産業省) 現在のところ、工業用水道事業の自然独占性について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、技術革新等により状況の変化が起こった場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 |
| ⑯市町村以外の水道事業経営の認可 (厚生労働省) | 水道事業経営の地域独占について、将来的に技術革新などにより地域独占を必然とする条件が失われ、直接競争が導入される場合には、当該規定について抜本的な見直しを行う。 | | | | 一 (厚生労働省) 現在のところ、水道事業経営の地域独占について、必然とする条件が失われるような事態は生じていない。今後、技術革新等により、状況の変化が起こった場合には、所要の措置を講ずる予定。 |